福祉労務ナビゲーション

Vol.65

2021年2月

70 歳までの就業機会確保

2021 年 4 月より「高年齢者雇用安定法」が改正施行され、「70 歳までの就業機会の確保」が事業主の努力義務となります。

あくまでも「努力義務」ですので、こうした措置を講 じるように努めてください、ということではあります が、将来的に何かしら義務化に進んでいく可能性もあ りますので、内容を確認しておきましょう。

改正法の中で「高年齢者就業確保措置」として示されているのは以下の5項目です。

- ①70歳までの定年引き上げ
- ②定年制の廃止
- ③70歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入(他の事業主によるものも含む)
- ④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の 導入
- ⑤70歳まで継続的に社会貢献事業(事業主が直接実施または事業主が委託・出資等する団体が実施するもの)に従事できる制度の導入
- ※4⑤の措置を取る場合は過半数労働者代表の同意 が必要。

福祉・介護の事業所ではすでに、65歳を超え、あるいは70歳を超えても働き続けている職員さんの姿も多く見られます。定年を70歳にしたとか、中には定年制を廃止したという法人もあり、今回の努力義務はクリアしているところも多いと思われます。

来年度は定年引上げ等の助成金も拡充される様子ですので、まだ手をつけていない事業所も、積極的に環境整備をしていただければと思います。

あらためて、同一労働同一賃金を考える ②

前回、わが国で言われている「同一労働同一賃金」は、 「正規・非正規の不合理な待遇格差の解消」を目的とし ているとお伝えしました。

ガイドラインで示されている考え方を端的に言えば、 「正社員だから…、非正社員(パート、アルバイト、臨 時、嘱託)だから…というのは、待遇差を説明する理由 にはならない。待遇に差をつけるのであれば、合理的な (客観的に説明ができる)説明ができるようにしてお きなさい」ということになります。

ガイドラインの中で示されている、わかりやすい例 を見てみます。

(問題とならない例)

役職手当について、役職の内容に対して支給している A社において、通常の労働者であるXの役職と同一の 役職名であって同一の内容の役職に就く短時間労働者 であるYに、所定労働時間に比例した役職手当(例えば、 所定労働時間が通常の労働者の半分の短時間労働者に あっては、通常の労働者の半分の役職手当)を支給して いる。

(問題となる例)

役職手当について、役職の内容に対して支給している A社において、通常の労働者であるXの役職と同一の 役職名であって同一の内容の役職に就く有期雇用労働 者であるYに、Xに比べ役職手当を低く支給している。

このように、両者が同じ役職に就いて同じ仕事をするのであれば、"正社員だから/非正社員だから"ではなく、勤務時間など客観的な基準で手当額を決めるべき=「正規・非正規といった雇用形態に関わらず、同じモノサシを使って評価し処遇しなさい」という考え方が大前提になるのです。 次回へ続きます

来年度に向けて

2月に入り、来年度に向けた動きが慌ただしくなって くる時期となりました。同一労働同一賃金の適用、子の 看護休暇等の時間単位取得(1/1~)、障害者雇用率の変 更(3/1~)、36協定様式の変更、さらに今回お伝えし た70歳までの就業機会確保(努力義務)など、いま一 度チェックしておいていただきたいと思います。

【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL: 026-217-3152 FAX: 026-217-3153

URL : http://www.sugiyama-sr.net/

Mail:mail@sugiyama-sr.net